Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦前期「媒介婚主義」の思想と論理
Sub Title	The ideology and normative logic on marital mediation in prewar Japan
Author	阪井, 裕一郎(Sakai, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.70 (2010. ) ,p.91- 111
JaLC DOI	
Abstract	This paper aims at examining why and how the norm of arranged-marriage by gobetween was strongly persistence during prewar Japan, though since Meiji era it had been gradually difficult to deny the idea that love was essential for marriage. Therefore, it is important to rethink the relationship between love marriage and arranged-marriage. Through analyzing the ideology and the logic of the discourse on arranged-marriage or marital mediation, this paper investigates this question. Firstly, I examine what logics coped with the contradiction between the affirmative discourses on love and the persistence of arranged-marriage norm. This study shows that there was the dichotomy of discourses on love: public (social) love and private (individual) love, and that the affirmative discourses on love contained a moment of encouraging the normalization of arranged-marriage. Secondly, by analyzing the discourses on eugenics and its national policy, I investigate the complex of the ideology regarding marital mediation. In the wartime Japan, it was thought that the scientific principle that a person's character depended on heredity should be applied to the regulation of people's marital behaviors and mate choice by the hand of the Government. On a variety of principles based on eugenics, the contradiction or rivalry between arranged marriage and love marriage was dissolved.  These results suggest that the arranged-marriage was not simply traditional or familistic marriage, but also the marriage suitable to modern ideals. Therefore, it is important to describe the relationship between arranged-marriage and love marriage as complement rather than as binomial.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000070-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 戦前期「媒介婚主義」の思想と論理

The Ideology and Normative Logic on Marital Mediation in Prewar Japan

阪 井 裕 一 郎\*

Yuichiro Sakai

This paper aims at examining why and how the norm of arranged-marriage by go-between was strongly persistence during prewar Japan, though since Meiji era it had been gradually difficult to deny the idea that love was essential for marriage. Therefore, it is important to rethink the relationship between love marriage and arranged-marriage. Through analyzing the ideology and the logic of the discourse on arranged-marriage or marital mediation, this paper investigates this question.

Firstly, I examine what logics coped with the contradiction between the affirmative discourses on love and the persistence of arranged-marriage norm. This study shows that there was the dichotomy of discourses on love: *public* (*social*) love and *private* (*individual*) love, and that the affirmative discourses on love contained a moment of encouraging the normalization of arranged-marriage.

Secondly, by analyzing the discourses on eugenics and its national policy, I investigate the complex of the ideology regarding marital mediation. In the wartime Japan, it was thought that the scientific principle that a person's character depended on heredity should be applied to the regulation of people's marital behaviors and mate choice by the hand of the Government. On a variety of principles based on eugenics, the contradiction or rivalry between arranged marriage and love marriage was dissolved.

These results suggest that the arranged-marriage was not simply traditional or familistic marriage, but also the marriage suitable to modern ideals. Therefore, it is important to describe the relationship between arranged-marriage and love marriage as complement rather than as binomial.

1. はじめに

#### 1-1 問題の所在

明治のはじめ、森有礼は『明六雑誌』の「妻妾論」に次のような言葉を記している。

<sup>\*</sup> 慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程

「媒を用いて婚する者を夫婦と称し、その婦を妻と目す。媒を用いずして婚する者を妾と名づく」 (森1874:277)

この言葉が端的に示すように、明治期以降、媒酌人を介さない結婚は「野合」と呼ばれ非難の対象となり「正式の結婚」とは認められなくなっていく。柳田國男によれば、標準的な形式として「媒酌結婚」が民衆へと普及していくのは明治以降のことであり、政府の働きかけにより、地方や階層ごとに異なる習俗の多様性が否定され婚姻形式の画一化が進行したのである。

とはいえ、武士的伝統としての「仲人制」は、そのまま民衆へと定着していったわけではなく、近代化過程で「模様替え」されつつ制度化されていった(柳田 [1948]1990: 153)。K・フリードリッヒが述べるように、「伝統に依拠して理由の説明をするのが権威の基本的な方法」であり、伝統はしばしば政治社会の統合に決定的な役割を果たす。そして、「伝統の中に革新的な要素を混入させ、そうした要素が、ついには伝統を一変させてしまう」こともある(Friedrich 1972=1976: 13-15)。では、明治期に「再発見された伝統」としての「媒酌結婚」という慣習は、どのように近代の社会や政治に適合的なかたちへと「模様替え」されていったのであろうか。

武士階級の慣習であった「媒酌結婚」が全国的に規範化されていく一方、明治期にはすでに恋愛を礼賛する声も芽生えており、その勢いは大正期にはよりいっそう強まっていったという事実がある。これを踏まえれば、従来のように媒酌結婚と恋愛結婚を単純に二分する見方が有効ではないと推察できる。家族主義的規範に基づく明治民法の公布された明治30年代以降、急速に「自由結婚」が減少し、昭和戦前期まで全結婚の八割から九割までが見合い結婚で占められていったのは事実である(湯沢1985:179)。しかし、では恋愛結婚の価値が認められるなかで、同時に媒酌人を介した見合結婚の規範が維持されたことの「矛盾」はどのように解釈すべきであろうか。

すでに多くの先行研究が、媒酌結婚が近代以降に民衆に一般化された「制度」であることを指摘してはいるものの、その制度化過程や規範がいかに維持されたかについての検討は十分になされていない(上子1991: 13)。戦前期の結婚については、これまで「不自由婚」(川島 1954)、「封建制の延長」(小山1973)、あるいは戦後の「個人主義的結婚」と対比し「家族主義的結婚」(姫岡1976)と捉える見方が優勢であった。もちろん、家長の権力の絶対性を法的に定めた旧民法において、結婚がこうした側面を持ちえたことは確かである。しかし、歴史社会学の成果(牟田1996; 西川 2000; ノッター 2007)が明かすように、明治期以降「恋愛」や「家庭」といった近代的理念が急速に普及していく時代趨勢を鑑みれば、「媒介婚主義」の内容についてはもう少し詳細に検討する必要がある。拙稿で検討したように、この時期には、「個人の意志」を無視した「強制結婚」を批判する言説は、論者の思想的傾向に依らず一貫して語られる傾向にあり、結婚における「家族主義」と「個人主義」の接合ないし折衷が強く主張され始めていた(阪井 2009)。

となれば、媒介婚主義を「家の論理」のみで理解することはできない。敗戦を分岐点として「家族主義的結婚から個人主義的結婚へ」と単線的に理解するだけでは、近代化過程に一貫して通底している「個人への配慮」を等閑に付し、近代日本の結婚を理解する枠組みを単純化してしまうおそれがある。その「正統性」を幾度と脅かされてきたにもかかわらず、実態としては「媒介婚」の規範は強固に維持され、「当事者の合意のみで成立する結婚」には一貫して否定的な言述が向けられた事実を重視するならば、「恋愛」や「個人主義」の理念と「媒介婚主義」がいかなる関係を有していたかを明らかにする

必要がある。

そこで本稿では二つの視角からこの課題を検討する。まず第2節で、「媒酌結婚と恋愛結婚の二者関係」を再考する。「恋愛」を肯定する言説と「媒介婚主義」の維持という矛盾はいかなるロジックにおいて両立したのか。1931年に書かれた柳原白蓮「恋愛賛美論」の次のような冒頭文は示唆的である。

「恋愛賛美論なんてバカに大きなしかもふるめかしい題をかかげましたものの、どうやらひどくむずかしいことになりそうです。なぜといって、一九三〇年代では、恋愛を賛美しない人などまず、ありそうにも思われないからであります。(……) さてそうなると、この命題は、いきおい、どんな恋愛をこそ特に賛美するか、というようなことになるのではないでしょうか。」(柳原1931: 310. 引用文中の括弧内は筆者)

白蓮のこの言葉を手がかりとして、本稿ではまず戦前期に一体「どんな恋愛」が肯定されたのかを分析の軸とし明治期から1930年代の「恋愛」言説を検討する。そして、恋愛を肯定的に語る論理の中に、 逆説的にも「媒酌結婚の規範化」を促す契機が存在したことを明らかにしたい。

続いて第3節では、「媒介婚主義」を支えた思想とその正当化の論理を、「優生学」との関連より考察する。明治期以降、結婚に際して「遺伝」や「健康」といった優生学的問題が重要な関心事となる<sup>1)</sup>。とりわけ、第一次世界大戦後の1920年代以降、国家は積極的に優生政策を開始し結婚媒介の統制に働きかけ始めている。こうした趨勢の中で、媒介婚主義はいわばその意味を「変容」させ、新たな論理によりその「正統性」を維持していく。ここでは、優生学を媒介としつつ「恋愛結婚」と「媒酌結婚」の対立ないし矛盾が解消され、両者が縫合されていく過程を明らかにする。

#### 1-2 分析の視角―家族国家観における「公と私」―

次に分析の視角について述べておく。いかなる時代においても結婚という私的な行動は、公的権力との関係性において規定されるのが常であるが、戦前期の結婚規範を枠づけたのは明治期以来の「家族国家観」であった。

例えば雑誌『社会事業』の中に、「結婚は公事であって私事でなく神の掟であって人の命じたものはなく、私意に出でたるものとすれば余りに尊厳を冒涜することである」という記述がみられる。そこでは「媒酌人なしの結婚は私の結婚であって、正婚とは認められない」のであり、「私通として世間に軽蔑され、これこそ一つの戯れといふべきである」とあり、媒酌の意義とは「神意を示す」ものだと述べられている(有賀 1943:5)。

戦前期日本を支配した「家族国家観」のイデオロギーにおいては、「公的なものは私的なものの量的拡大」あるいは「同一線上の延長」と観念され、「家族に対する私的敬虔心であるところの孝と、公的な忠誠心であるところの忠との連続性を説くわが国における儒教的家族主義の伝統が恰好の地盤を提供した」(石田1954: 13)。そして、家族国家観に基づく支配は「公共的な問題にかかわる人びとの外的行為の制度的規制にとどまらず、私的な生活形態や内的な価値の世界にまで拡大され、国民道徳や民族的心情をとおして統合を確保する方向に進んだ」のであった(松本1974: 75)<sup>2)</sup>。

「媒介婚主義」の規範を支えたのもこのような独特の公私観であったことが推察できる。社会学研究では、有賀喜左衛門や喜多野清一が日本社会における「親子なり」を主題化してきた。喜多野は、「親

子なり」の中でも特に「仲人親」に着目し、結婚の際、当事者と仲人の間で結ばれる「親方子方関係」においては、親方と子方との人格的な信頼に基づいた「前近代的な庇護=奉仕関係」が基調となっていることを指摘した(喜多野 1940: 49-50)。有賀もまた、仲人親のような「親方子方の関係」が日本の社会構造を理解するうえで最も基本的な社会関係の一つと考えていた(有賀 1970)。彼らの研究は、「親子なり」という制度が、擬制としての「親」と「子」の「庇護=奉仕」の関係を骨子としていることを明らかにしており、家族国家観は、「親子なり」における擬制化と同様、天皇と国民の関係を親と子の関係へと擬制したものであった(伊藤 1982: 199)。

こうした家族国家観を成立せしめた「潜在的基盤」には西洋とは異なる日本に特殊な「公私観」の存在があった(伊藤1982; Hrootunian 1974b)。戦時には、国民が結婚を「報国の手段」と自覚することが規範づけられ、結婚媒介の公的介入が正当化されていたが、その規範の背後には日本独自の公私観があったのではないか。本稿では、当事者の二者関係としては「私的関係」に留まらざるをえない恋愛や結婚を「公」の次元へと昇華する必要から媒酌結婚が規範化されていたという考えに基づき、「公」と「私」に関わる言説に着目しながら課題に迫っていく。

## 1-3 分析の対象と方法

本稿は、戦前期における「媒介婚」を規範化する言説を対象とし、それを支えた「思想」と規範的言説の「論理」を明らかにすることを目的とするが、分析に用いる資料は主として以下の四つに分類できる(引用資料一覧は巻末を参照)。

第一に、礼儀作法書、結婚読本、大衆雑誌といった戦前期に一般の民衆に読まれた出版物である。こ れらについては主に国立国会図書館のホームページ上の「近代デジタルライブラリー」より抽出した。 その他にも、婦人雑誌や大衆雑誌なども当時の民衆に根づいた社会規範を反映した資料と考え参照して いる。第二に、新聞記事である。新聞は最も多くの人々に読まれたメディアであり、そこで語られる言 説は当時の社会規範や時勢を反映したものであり、本稿の分析にとっても重要だと考えた。第三に、家 族についての論稿ないし学術研究である。結婚についての当時の知識人の思想を知るうえで、家族につ いての発言や研究を取り上げることが重要であると考え、ここでは老川寛の監修による『家族研究論文 資料集成:明治大正昭和前期篇(全24巻)』から結婚に言及した論稿を抽出した。これは、明治初年か ら昭和戦前期(1968年~1945年8月)までの家族に関する論文を主題別・年代順に集めた資料集であ り、戦前期の結婚に対する知識人の思想を探る上で重要な手がかりとなる。第四に、優生学と人口学に 関する資料である。この時期、結婚を規範化する言説の多くは「優生学的視点」や「人口学的視点」よ り語られる傾向がある。そこでまず、松原洋子の監修による『性と生殖の人口問題資料集成』の「人口 政策・優生問題編」(第15巻〜第26巻) から文献を抽出し、その他、池田林儀主宰による日本優生運動 協会刊行の『優生運動』(1926~1933), 日本優生学会刊行の『優生学』(1925~1943), 日本優生結婚普 及会刊行の『優生』(1936~1939) など優生思想普及の重要な媒体となった主要雑誌から論稿を抽出し た。さらには、この時期、「優生学と結婚」の問題は社会事業・厚生事業と位置づけられていくため、 社会事業協会の機関誌『社会事業』(1921~1941)や大阪府厚生事業研究会の機関誌『社会事業研究』 (1935~1937) など社会事業や人口問題に関連した雑誌も参照することにした。

最後に、本稿で用いる「媒介婚主義」という用語を定義しておきたい。戸田貞三は、日本の家族制度 を特徴づける最も重要な要素の一つとして「媒介婚姻制度」を挙げ、それを「媒介者が婚姻当事者の属 している両家の間に立って、その両家の家長の承認を求め、これ等の家長をして婚約を結ばしめることを常態とする制度」と定義している(戸田[1934]1989: 155)。しかし、先に述べたように、戦前期の資料から窺い知れるのは、「媒介婚姻制度」を規範化する言説の「論理」が、「家の論理」のみでは捉えられない多元性を有していることである。そこで、あえてここで用いる「媒介婚主義」とは、「媒介婚」に限らず、結婚が「両性の合意によってのみ成立する」と規定する戦後民法第24条の提示する結婚観とは対照的に、「結婚は当事者以外の第三者の媒介によって成立すべき」とする一連のイデオロギーを指す。この概念は、「媒酌結婚」や「見合結婚」を規範的に語る主張のみならず、政府主導の「結婚相談所」など「結婚媒介」に対する広範な社会統制をも包含している。本稿はこの「媒介婚主義」に着目し、恋愛結婚の普及を検討した加藤(2002)やノッター(2007)などの先行研究とは異なる切り口より、結婚をめぐる規範の諸相に迫っていく。

### 2. 「媒酌結婚/恋愛結婚」再考

媒介婚主義を支えた思想とその規範的論理を明らかにするために、最初に戦前期の「恋愛結婚」と「媒酌結婚」の二者関係を再検討していきたい。

保守主義的性格の強かった明治期を代表する婦人啓蒙雑誌『女鑑』(明治24年~明治42年)³ は、その刊行以来、一貫して「自由結婚」に批判的な論稿を掲載してきた。しかし、『女鑑』においてさえも、明治40年になると「単に家と云う観念のみを重んじ、個人を軽視する風」は、「国家の発達を妨げるもの」との記述が登場してくる(鳩山 1907: 66)。そして、倉田百三や厨川白村らの著作がベストセラーになった事実が示すとおりその勢いは大正期にいっそう強まる(見田・見田1966)。恋愛はもはや単純に否定できるものではなくなりつつあり、恋愛を頭ごなしに非難するような論者は「時代遅れ」と呼ばれることを免れなかった。では、「恋愛」の価値が社会広範に認められるなかで、媒酌人を介した見合結婚が強固に維持されたという「矛盾」をどう解釈すべきだろうか。ここでは、「恋愛」を否定せずに、既存の秩序との調和を図るために、いかなる論理で結婚が規範的に語られたのかを検討する。というのも、「恋愛」をいかに語るかというロジックを検討することこそが「媒介婚主義」の諸相を探る鍵となるからである。

### 2-1 恋愛言説の二分法

明治の末、『家庭雑誌』の「自由結婚特集」で、帝大教授の法学者牧野英一が恋愛と結婚の問題を次のように語っている。

「婚姻なる制度は、愛なる事実をしてその社会的使命を全うせしめる所以のものである。されば、愛が真実に確実であるならば、その愛は、婚姻の社会的使命を全とうせしむるに違いない。此の意味において、確実なる愛は、公の秩序、善良の風俗に適合し、涼風美俗と一致せねばならぬものである」(牧野1912:44)

牧野によれば恋愛は「婚姻の基礎」であるがゆえ「社会的使命」である。彼が肯定する「恋愛」とは、「公の秩序」や「国家」と結び付くものである。ここでは、「自由結婚」は否定的に語られ、「若い人の考へる所を調節して、社会の進化に宜しきを得しむるの途を求めること」が「国家の任務」である

このように「恋愛」を二分法で語り、恋愛を何らかの「公的なカテゴリー」と結びつけつつ肯定する

と主張される。

言説は、明治後期以降の多くの文献に見出せる(伊賀1907:下田1912:田中1912)。そして、大正期以降 はその傾向がより顕著になる。大正期の「モダニズム」を代表する雑誌『女性』における「特集・自由 恋愛批判」と「特集・恋愛は婦人最上のものか」から、知識人の語る「恋愛」の意味を探っておこう。 和田富子は、「恋愛は実に熱烈で霊感的で畏しいもの」と述べたうえで、「純潔なきところに真の恋 愛|はなく、「理想なき恋愛、人格的至醇に至らぬ恋愛は、真の意味に於ける恋愛に遥かに遠いもの」。 「恋愛に理想なき民族に真の恋愛は極めて少ない」と「真の恋愛」を強調する(和田1924:85-87)。 三宅やす子は「真の恋愛を得た生活を営むことができた場合」、女性は「幸福」だという(三宅1924: 89-92)。山川菊栄は、恋愛とは「より良く生きんとする人間の努力の現はれ」であり、「社会の向上を 促す力 | だと述べつつも、「自分の恋愛が、その重要な社会的義務と一致する限りに於いてのみ | 許さ れるものだとしている。そして、「次の時代のためにより良き社会を遺すこと」が「種族の母としての 現代女性の第一の努力の的」となるべきであり、「この努力と一致する限りに於いて恋愛の満足は必要 でもあれば有意義でもありますが、単なる個人中心の享楽主義的恋愛至上論は断じて採るべき処ではあ りません」と述べる(山川1924: 97-99)。小説家の宮地嘉六は、「今日の時代では自由恋愛及び自由結 婚をば是認せざるを得ない」と述べつつも、結婚を前提としない「自由恋愛」は社会の「風教を乱す」 と言う(宮地1926: 92-94)。小説家の今野賢三は、「恋愛は進化する」として、「遊戯的な恋愛」「自然 発生的な恋愛」ではなく「社会」を無視することのない「目的意識」のあるものにせよと主張する(今

以上の知識人の言説からは、恋愛と一口に言っても、「目的のある恋愛/自由恋愛」「真の恋愛/享楽主義的恋愛」「理性結婚/心理的結婚」等、論者によって用語は異なれども、それが二分法的に語られる傾向を見出せる。すでに加藤(2002)やノッター(2007)の成果が明らかにしているように、明治・大正期に恋愛を肯定的に語った声は、ほぼ例外なしにそれを「民族」「社会」「国家」あるいは「教養」「人格」といった公的カテゴリーと結び付けて語る傾向があった。恋愛は「自我の確立」や「教養」の問題と結び付けられ肯定される一方、「恋愛を通じた自我の目覚めとは、同時に国民国家という大なる〈全体〉の一部分であることの自覚でもあった」(加藤 2002: 160)。本稿が注目したいのは、こうした「恋愛の二分法」が、「媒酌結婚」の是認へと帰結するパラドクスである。

### 2-2 遺伝と媒酌

野 1926: 97-100)<sup>4)</sup>。

恋愛肯定言説に内在する「二分法」を支えたのは、「恋愛は結婚の中でのみ正当化される」とする「恋愛結婚イデオロギー」(井上[1966]1973)の論理であった。しかし、同時にそこには「遺伝」や「民族の繁栄」といった優生学的な関心が潜んでいたのであり、恋愛の重要性を是認しつつ「優生学的見地」より「媒酌結婚」を見直すべきだとする新たな論理が現れてくる。多くの論者は、媒介婚自体を「旧式」と認識してはいるものの、時代の要請に応じた「合理的な婚姻方式」が求められていると主張する中で、「伝統」としての媒介婚主義の「利点」の見直しや改良の必要を語っていくのである。

すでに1907年には、著名な教育学者であった伊賀駒三郎が、「媒酌結婚」と「優生学」の親和性を説いている(伊賀 1907: 770-773)。伊賀によれば、子孫に「健全なもの」を作り「家名を辱めない」という目的は、優生学と媒酌結婚の両者に共通するものであった。伊賀は、儒教的な男女隔離の「敬遠主義」

を非難し、「恋愛」こそが「社会国家」と「当事者青年男女」の双方にとって不可欠だと説くのだが、 その思想を支えたのは「優生学的見地」であり、それゆえに「媒酌結婚」の重要性を強調した。

1916年、下田歌子は「良人の選択」の第一条件は「身体の壮健なる人」であるとし、「血統の悪い所へは嫁がぬように」との警句を語る。というのも、遺伝病のある人と結婚すれば、「次代の国民に非常な害を及ぼ」し、国家の「損失は、非常なもの」だからである。下田は、結婚を「種族の繁栄と発達」に必要不可欠であり、「一国民、又は一民族が、永久に連続していく」ための手段であるとし、結婚により「一家をなして、子孫の繁栄を謀り、立派な家庭を作って十分に之を養育し、以て時代の健全なる国民を養成しなければなりませぬ」と述べる。そして、彼女もまた「恋愛結婚」を重視しつつ、優生学的見地より「媒酌結婚」こそが重要だと主張するのである。

こうした恋愛や男女交際を「必要だが、危険である」とみなす風潮において(ノッター 2007: 74)、「危険視された恋愛」の多くが「自由恋愛」や「自由結婚」と名指されていることに注意したい。例えば、東京帝大助教授の神道学者田中義能は、「結婚に最も大事なる」は、「当事者たる男女の意志」と「恋愛」だとしつつも、「自由結婚」は「社会に弊害を及ぼし(……)国家の患害を致すに至るもの」と述べる(田中 1912: 41-48)。そこで彼が提唱するのは「我が国固有の結婚制を益々改善」することである。その「固有の結婚制」とは「媒介制」に他ならず、「媒介者」の提供する資料や情報を「当事者の決意」の根拠にせよと主張する。すなわち、「正しい恋愛」には「媒介者」が不可欠だという論理である。さらに例を挙げれば、雑誌『教育研究』の創刊で知られる佐々木吉六郎も、「結婚は両者の間に愛がなければいかぬ」と述べつつも、「自由恋愛と云う表名の下に、野合的夫婦を発生するのは百害あって一利ないこと」と述べている(佐々木1918: 361-367)。そこで彼が提唱するのは「監督の責任ある人々に依って是認された候補者の中から選択する」という「東西の長所を折衷したる結婚法」すなわち「媒介婚」である。その他、与謝野晶子(1918)や生田長江(1921)、山田わか(1923)といった代表的な女性思想家の論稿のなかにも、媒酌結婚の長所を見直すべき、時代に応じて「合理化」すべきなど、同趣旨の主張を見ることができる。

時代はやや進み1930年代になるが、恋愛を正しい恋愛と不正な恋愛の二つに峻別する典型例として、教育学者市川源三の以下の言葉を参照しておきたい。学校教育を通じた優生思想の普及を説いた市川は、「近代の思潮が当人の意志を重んじ、恋愛を認めて来たのは喜ぶべき現象」と述べつつ、次のように続けている(市川1935: 429)。

「『結婚より恋愛へ』は当り外れがあつて、危険である。『恋愛より結婚へ』なれば自然の進行で、水の下に就くが如くである。併し、ここに言ふ恋愛は自由恋愛を指すのではない。彼れと是れとは似而非なるもので、厳密に区別せねばならぬ」(市川 1935: 430)

彼は、尊重されるべき恋愛とは「自由恋愛」のことではないと述べ、「舐犢(しとく)の愛」と「倫理の愛」の二つに分けて次のように論じる。「舐犢の愛」とは「理性が働かぬ愛」であり、それに相当するのが「自由恋愛」である。これに対して「倫理的恋愛」とは「思慮に思慮を重ねて始めて感じた恋愛」であり「一時的の感情ではなくて持久的の情操である、部分的の感情でなくて全人的の愛である」。

さらに市川は、「媒妁結婚と言へば、その名は同じでも、昔のと今のとは大分相違した所がある」と述べ、媒酌結婚にも「個人の意志」が尊重されるようになったという(市川1935: 105)。当事者の「意

志」を無視することを非難しつつ「媒酌結婚」を肯定するという典型的な論理をここに見て取れるであるう。

また、同時期、同じく著名な教育学者であった兼子常四郎は、大切なのは「できるだけ広く交際させて、当事者達に適当な配偶を探し求めさせる事」と述べ、「異存がなければ媒介者を通じて」婚約を結ぶべきで「見合結婚が最も現実に則した、結婚方法」だと言う。媒酌人については次のように述べる。

「我等の希望することは、媒酌人は従前の無責任なる態度を改め、且つ当事者をよく理解して、出来るだけ各方面より、多くの候補者を選択して、其中より最も適当の異性を選定することである。(……) 異存が無ければ、改めて所謂見合いを行ひ、身元調査を為し、これに於ても異存がなければ初めて婚約して、互に婚約時代の交際に入るべきである。(……) 事実恋愛結婚は正しいものであることを信ずるものであるが、一面に於て我国のこの見合結婚制度にも捨て難い特長があるのである。即ち配偶者を選ぶに当って、厳重な家系調査を行ひ、遺伝的欠陥の有無、当事者の体質、性行などを探ることが出来るのである。(……) 所謂優生学の応用を実地に行ふことが出来るのである。この意味に於て我等は媒酌結婚の特長を認識するに吝かならざるものである。」(兼子1934: 260-261)

兼子もまた、「恋愛結婚」は重要だが、「優生学」の観点からすれば「媒酌結婚」こそ合理的な方法であるという論理を展開する。

以上, 1910年代~1930年代における恋愛肯定言説を見てきたが, 戦前期には, 恋愛結婚を肯定する言説の多くが必ずしも「媒酌結婚」の否定につながるのではなく, むしろ肯定へと結びつていく様相が見て取れる。

### 2-3 「自由結婚」と「恋愛結婚」

最後にもう一つ指摘しておきたいのは、戦前期において興味深いのは、「自由結婚」を批判する言説が必ずしも「恋愛結婚」を否定しているわけではないという状況である。これまでの研究でほとんど指摘されてこなかったのは、戦前期に批判されている結婚の多くが「恋愛結婚」ではなく「自由結婚」であるという事実である。となれば、「『自由結婚』は今日いうところの『恋愛結婚』に相当するもの」(佐伯1996: 177)として「恋愛結婚=自由結婚」を自明な前提として議論を進めていくことは、果たして正確と言えるであろうか $^5$ )。

当時の言説の主流が「恋愛が結婚の基礎となるべき」という理念を是認し、恋愛と結婚の結合を肯定していたことを考えると、「恋愛結婚」という用語を「自由結婚」と同義と扱うことは、実態ないし規範の複雑な諸相を見えづらくしてしまう。そこで、むしろこの二つを「対置」して考察することで、恋愛結婚と媒酌結婚の二者関係に対しても、新たな分析の視角が生まれるのではないか。つまり、「自由結婚」には否定的な論者が「恋愛結婚」を肯定するという「交錯」を慎重に考察すべきなのである。

それでは、当時の知識人たちが「恋愛結婚」を肯定しながら、「自由結婚」に対して批判的であるとすれば、その要因は何か。例えば、婦人啓蒙雑誌『女鑑』や『女性』の中の思想家の論稿、あるいは『家庭雑誌』(第6巻第1号)に掲載された「自由結婚はよきか悪しき乎」という特集における知識人の論稿から窺い知れるのは、「自由」という言葉が「放縦」「勝手」などのマイナスな意味で使用されてい

る事実である。

そこで注目したいのは、「自由結婚」や「自由恋愛」という言葉に冠せられた「自由」のインプリケーションである。一つの手がかりとして柳田國男の次のような言葉が参考になる。柳田は、竹内好らとの対談の中で、明治期には「自由というのはわがままということになっていた」と述べ「リバティを自由と訳したのが間違いのもと」と語る(柳田 [1950]1964: 198–199)。翻訳家の柳父章がこの点をさらに詳細に論じている。柳父によれば、日本語の「自由」と英語の「liberty」にはそもそも大きな「ズレ」があり、「自由」は不適当な訳語だと気づかれていた(柳父 1964: 181–189)。というのも、日本で「自由」という言葉が誤解されて受容される危険があったのは、それ以前に「日常語」として民衆に定着していた「自由」という言葉が「わがまま」「勝手」といったネガティブな意味を内包するものであったからである<sup>6)</sup>。特に保守的な思想家にとってこの言葉は強くマイナスの響きをもつものであったという。当時の文献における「自由恋愛/自由結婚」批判を見ていくと、確かに柳父の指摘が妥当と思われる。「自由」という言葉が人々に、その旧来の語義のまま否定的語句として共有されたとすれば、「自由恋愛/自由結婚」が日本社会で肯定的に受容されるには、大きな困難が伴ったことが予想される。

もちろん、ここでの検討は決して十分とは言えずさらなる精査を要する問題であろう。とはいえ、当時の「恋愛」と「自由恋愛」あるいは「恋愛結婚」と「自由結婚」を明確に区別し、詳細に検討することの必要性は強調しておいてもよいだろう。なぜなら、「自由結婚=恋愛結婚」という把握に孕む問題性を指摘することは、「恋愛結婚」が「恋愛」の意味解釈の変容を経て、「媒酌結婚」のなかへと回収されていくプロセスを明らかにするうえでも重要だからである。「男女隔離」思想を批判し「男女交際」や「恋愛」を推奨する諸言説が、「自由恋愛」の推奨に連結するより、むしろ対極のものとなることもあったのである。

そもそも恋愛と結婚は本質的に相容れない性質を有している(井上[1966]1973;山田1994)。山田昌弘は、そこで社会が恋愛と結婚の対立に対処する戦略を、①恋愛と結婚を無関係な制度として分離する「恋愛と結婚の分離戦略」、②恋愛を否定的に意味づけ抑制する「恋愛の抑制戦略」、③「恋愛と結婚の結合戦略」の三つに分類する(山田1994: 123–127)。③はいわゆる「恋愛結婚イデオロギー」と呼ばれ、日本では大正期以降に確立していくわけだが(ノッター 2007)、とはいえ、結婚に結びつけば必ず恋愛が社会的に認められたのかといえば、そうではない。いわば、②と③の複雑に絡みあった戦略が存在した。つまり、恋愛は「良い恋愛/悪い恋愛」あるいは「公的恋愛/私的恋愛」に分離され、一方が抑制され他方が結婚と結びつき肯定されるという状況にあったのである。

戸田貞三によれば、「婚姻」は「単なる私的関係だけに止まらしめず、一般に第三者が是認する所の公の関係たらしめる事が社会生活上必要である」がため、単なる「心理的融合」であることが許されず何らかの「制度化」を必要とする(戸田[1934]1989: 225)。戸田の定義を踏まえ、恋愛が「公的な意味」と結びついてはじめて是認される規範的状況については、いわば「私的恋愛と公的恋愛の分離戦略」と呼ぶこともできるであろう。こうした状況については、丸山真男の「我が国では私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てない」(丸山[1946]1956: 11)、あるいは橋川文三の「恋愛というもっとも恐るべき人間の価値感情でも、すべてを『総攬』する日本帝国の擬普遍的な価値体系のなかにかんたんに解消していく」(橋川1959: 29)といった言葉を想起してもよいだろう。「滅私奉公」の論理は恋愛を肯定する言説の中にも強力に作用していたのである<sup>7)</sup>。

たしかに大正期には恋愛が「結婚」によってのみ正当化されるという「恋愛結婚イデオロギー」の浸

透があった。しかし、ノッター(2007)によれば、戦前期に一貫しているのは「男女交際は必要だが危険である」というジレンマであった。結果的に、戦前期には一貫して、「恋愛結婚」と呼ばれるもののほとんどが見合形式や媒酌人を立てる形式をとった。ここでノッターの考察をさらに推し進めれば、「恋愛の二分法」を通じて、恋愛結婚は媒酌結婚の形式を経て正当化される傾向にあったということができよう。

とはいえ、言説上では当然のように恋愛が二分されるわけだが、社会に奉仕する「公的恋愛」と、非(没)社会的な「私的恋愛」は一体どのように区別できるのか。個人の主観的次元に属する恋愛の本質からして、そもそも二つを客観的に区別する基準など存在しえないはずである。こうして、もともと区別のしようがないものに恣意的な「社会的区別」を導入しようとすれば何らかの制度的正当化の必要が生じる。社会的承認を得る恋愛とは、「結婚の基礎」となり、親の合意と社会の合意を得た「公的恋愛」であった。そこで結婚する当事者がそれを外形的に示す手段が、恋愛に媒酌人という第三者を介在させることであったといえる。すなわち、戦前期に制度化された「媒酌結婚」は、単純に「恋愛(結婚)」の否定のうえに成り立っていたのではなく、逆に「恋愛を社会的に承認するもの」として機能としていたと考えられる。ここから、「恋愛結婚」を肯定する言説が「形式」としての「媒酌結婚」の規範化を帰結するという逆説的な状況が浮かび上がってくるのである。

このように恋愛は「公」に従属していくことを強いられるが、これを促がしたのは「優生学」のような科学的知識であった。次節では、この私的関係を統制する新たな社会的審級としてあらわれた「優生学」に焦点をあてて考察をすすめたい。

## 3. 結婚を媒介する国家

日清・日露戦争以降、政府は戦争遂行のために国民の体力増強を達成する方策として優生学にもとづく政策や法整備を積極的に展開した。そうした趨勢の中、「民族衛生」なる思想が結婚を統制する審級としてあらわれてくる。そして結婚媒介や配偶者選択に対する国家的介入の必要性が、この「民族衛生」との関連において重視されていく。なぜなら「結婚は生活との深い関連性の故、優生思想を普及させるのに絶好の媒介であった」からである(野間1988: 47)。

まず、「民族衛生」に関わる初期の代表的文献とされる、海野幸徳『日本人種改造論』(1910)と氏原佐蔵『民族衛生学』(1914)の言述を見ておこう。海野幸徳は、「人種改良に恋愛の極めて必要なるを感ず」と述べ恋愛を重視する一方、「恋愛神聖論者」を批判し「国家のための恋愛」という理念を打ち立てている。加藤の研究(2002)が詳細に明らかにするように、優生学は一貫して「恋愛結婚」を必要としたのであった。民族衛生学者の氏原佐蔵は、「個人主義を発揮せる結婚は民族衛生学家の見地よりすれば、危険多き」と述べる(氏原1914: 26-29)。さらに、「由来結婚なるものは決して個人の利益のみに左右されるべきにあらず、寧ろ社会に対する享生者の職責、国家に対する各人の義務なりと謂ふも過言にあらず」と続け、兵役義務と同様、「健康者の特権」であり、「健康なる後継者を国家に捧ぐるを要す」と主張する。同年に出版された東京帝大教授の倫理学者吉田静致が著した『国民道徳の新修養』に、簡潔にこう記されている。

「優生学といふものは、これはどういふことを目的とするかといふと、詰り優良なる男女の結婚を通じて次の時代の人間を優良なるものにして行かうといふことを目的とするものであります。其

方法は優良なる男女の結婚に依るのであります。」(吉田1914:56)

1932年、木村松代は、「性」に対する従来の社会統制が、もはや現在においては「失敗」していると指摘し、性に対する「新たな社会統制の方法」が求められていると述べている(木村 1932: 300-302)。木村によれば、従来の社会統制は、「性そのものを罪悪と見て之を抑圧する」ものであった。しかし、「新しい社会統制の理論」は、「性行為が社会的に個人的に有害なる結果を齎さないやうに注意し、若し必要ならば、国家は権威を以て之を予防し、取り締まる」ものでなくてはならない。「進んで個人が自発的に自己の行為を制御してゆくやうに、人々を啓発する」必要があり、そこで要請されるのが「科学」だと説かれる。このように、対外戦争に突入した「新たな時代」には、結婚を啓蒙する言説は、しだいに道徳的修辞のみでは正当性を担保できなくなる。つまり、道徳が人々に「遵守すべきもの」として受容されるには、より強力な「正当性の根拠」が必要なのであり、それが西洋医学や優生学に基づく科学的知識であったといえる<sup>8</sup>。実際、この時期に刊行された雑誌『優生』における「優生結婚相談」の回答者の語りから気づかされるのは、結婚を規範化する言説が、道徳的な警句よりも「危険」などの語彙で語られる傾向であり、規範的論理の言説資源として、「合理性」や「理性」といった語句が台頭してくることである<sup>9</sup>。

こうした趨勢において、「媒介婚主義」を正当化する論理も、道徳的な言辞よりも、優生学的見地から語られる傾向が強まってくる。そこで本節では、優生思想の普及との関連から媒介婚主義の論理がどのような変容を見せるかを考察していく。以下では、多少時間的に前後するところもあるが、優生学が「国家の学」として影響を有した1930年代~1940年代を主な対象として考察していく。

# 3-1 結婚相談所の誕生

まずは、結婚媒介所の成立と展開を概観しておきたい。そもそも「商業」としての結婚媒介業や相談業が著しい隆盛を見せたのは、明治期の都市化の進展と深い関係にある<sup>10)</sup>。地縁的な村落共同体を離れ都市に流入した人々が「結婚難」という新たな問題に直面し、それに対応するかたちで、親族以外による結婚媒介の必要性が生じたことが大きな理由であった<sup>11)</sup>。明治から大正まで、結婚媒介所は「雨後の筍の如く」乱立していく状況であったという(伊藤 1921: 37)。

しかしながら、当時の新聞記事や出版物が明らかにするのは、結婚媒介所の実態が「悪徳の代名詞」とされたほど、不正や詐欺に満ちたものであったことである。「市内の媒介専業者」には「随分如何はしい者があって詐欺とか密淫売を強ひて私腹を肥すのを業としているのも少なくない」(『讀賣新聞』1918年11月30日)との記述が示すように、大正期の『讀賣新聞』掲載記事で見出しに「結婚媒介所」という言葉を含む多くの記事はその不正・悪徳を報じるものである。1919年になると、ついに結婚媒介所に対する警察の取り締まりが始まり、「両親の同意書」がない限りは紹介してはならないなどの規則ができるに至る。

ところが、こうした結婚媒介業は、1920年代に入ると、それまでとは異なる理由によって新たな存在意義を獲得していく。すなわち、結婚媒介を公営化し、国家によって管理すべきという主張がそれである。例えば1921年、雑誌『社会事業』で「結婚媒介の公営化」の必要が強く主張されているが、ここでは、「慣習」によって「媒酌人」を介した配偶者選択が行なわれる日本では、「媒介主義」を時代の要請に応じて改善すべきだと論じられている。都市化に伴い「親族」や「隣保」の援助を受けられなく

なった者たちの結婚難を救済するには結婚媒介所が必要不可欠だとして,「経世家たり救済家たる者, 意を注ぐべき | 問題とされている (伊藤 1921: 37-42.)。

さらに法制化の動きも出てくる。1926年2月には「結婚法案」と「結婚紹介法案」と銘打たれた二つの法案が衆議院に提出されている(高田1926:76)。この法案は、遺伝病や花柳病など結婚に関わる危険を回避する目的で、国民結婚補導会の手によって作成された。「結婚紹介法案」の提出理由は次のように述べられる。

「我国古来の美風良俗として行なはれたる結婚媒酌は、今日に於ては幾多の弊害を生じるに至れり。其の原因は主として私的関係に於て、営利目的又は売恩的の目的を有するにあり。之が弊害を矯正し以て国家的組織に依り、市町村長をして之に当らしめ国民の結婚生活をして安定せしむるを必要とす。之れ本案制定の理由なり。|

日本的伝統の「美風」である結婚媒酌を、営利や恩を媒介とした「私的」なものとして放置しておけば国家にとって大きな弊害となる。それゆえ、結婚媒酌を「公的」なものとして国家の管理下に置かねばならぬという提案であった $^{12}$ 。

では、なぜ結婚媒介事業を「社会事業」と位置づける必要があったのか。当時の海野幸徳の言葉を借りれば、「社会事業」とは「社会の欠陥を除去調整するものである」と同時に、「生存の合理的方案を目標とするものである」(海野1926: 25)。「結婚」は「優生思想」と結びつき、「社会の欠陥」を除去する政策の拠点と捉えられるようになったのである。

1930年以降,優生結婚を通じた社会改良を主張する言説は急速に勢いを増す。1930年に設立され,優生学による社会改造を掲げた「日本民族衛生学会」はその中心を担うものであった。これは,遺伝病者や劣等者の断種,優生学者の診断による「優生結婚」,育児制限反対,日本民族の人口増殖などの目的を掲げた学会であった。のちに,こうした運動は厚生省と結びつき,遺伝病者の断種を合法化した国民優生法や,国家の健康管理による国民の体力増進を目指して制定された国民体力法といった政策を生み出していく。

この1930年には初の公営結婚相談所として東京市役所内に結婚相談所が開設する。所長の田中孝子は、「此の相談所は単なる媒介を目的とせず、優生学の普及、性道徳の高調、家庭生活の浄化等を信条」としており、「常に社会奉仕と指導的精神を忘れないのであります」と述べている(田中 1934: 55)。

それ以後、全国各地に結婚相談所が次々に作られていく。著名な医学者であった吉益脩夫の言葉を借りるなら、結婚相談施設は「社会福利事業」であり、「有益な事業であるばかりではなく、必要欠くべからず施設」で、「現代の危機を救ふための一つの対策として生まれた」のであった。そして、その「最大の使命は優生学的目的の達成にあり、断種と結婚相談とは優生学処分における車の両輪の如きもの」だったのである(吉益 1940: 257-260)。吉田久一の社会事業史研究によれば、1941年3月時点で、こうした結婚斡旋施設は、公営457、団体経営66、個人経営23の計546に上り、優生結婚資金貸付斡旋、さらには、優生結婚表彰、産児奨励金の交付が行われていたという(吉田 1971: 164)。

1940年代に入り戦況が悪化していくと、人口政策や優生政策はより露骨なかたちで展開されていく。そして、「悪い素質を持った人、虚弱で国家の役に立たぬ人間を絶滅し、優秀な強健な人間をどしどし殖やすことが必要」とし、「この質と量との両側面より民族の将来を考へること」の重要性から登場し

たのが「国民優生」なる理念であった(石田・高野 1941: 415)。こうした理念に基づき、もはや「結婚の媒介といふことは、最も大きな最も焦眉の念を要する問題」になってきたのである(安井1942: 135)。

1941年8月には、「結びの神の新体制」として結婚報国会が始動し(『讀賣新聞』1941年8月10日)、翌年10月には讀賣新聞で「紙上結婚相談」がスタートするが、「戦時下の正しいよい結婚は健康な精神と身体に加ふるに皇国を固める結婚報国の念に燃えるものでなくてはなりません」(『讀賣新聞』1942年10月4日)との言述が端的に示すように、「報国」の手段としての結婚という考え方が広く普及していく。

こうした中で「媒介婚主義」には新たな意味が付与される。厚生省推薦図書『優生結婚』のなかで優生結婚相談所の所長安井洋は、「優生学的の立場からすれば、今までただ旧式と思われてゐた媒介結婚に、却へって新しい意義が発見された」と述べる(安井1942: 135)。

「昔から『一生のうち少くとも一組の結婚を媒介する義務がある』といはれてゐますが、他人の媒介によって結婚した者が、他人の結婚について努力することは一つの恩報じであり、また世に対する勤めでもあります。殊に今日の時局下においては、結婚媒介といふことは国策に対する立派な奉仕であります。それをただ面倒がって、媒酌などは世話好きな老人たちのすることだと考へて無関心であるやうな人は、時局の何たるかをわきまえない身勝手な人であるといって差支ありません。国民の全体が、真に結婚媒介といふものの大切であることを認識して、一つの夫婦が必ず一組の結婚を媒介することになれば、今日の結婚難は忽ち解消することになるわけであります。」(安田1942: 141-142)

戦時体制下では、結婚媒介は「社会事業」ないし「厚生事業」の根幹に位置づけられていき、「神意を示す」「出雲の神様」とまで形容され聖化された媒酌人の存在は、しばしば国民の「戦意昂揚」へと接続されることになった<sup>13)</sup>。

#### 3-2 結婚斡旋網の形成

もちろん現実的にはすべての国民が結婚相談所を介して配偶者選択を行うわけにはいかなかった。そのため、政府は国民が自発的に結婚媒介を行なえるような仕組みの整備に向けて尽力した<sup>14)</sup>。

1940年1月には、厚生省人口局母子課内に結婚報国会がおかれ、結婚報国思想の啓発、適齢結婚および健康結婚の奨励、結婚斡旋、結婚斡旋機関の設置奨励および相互連絡、結婚行事の改善、結婚に関する迷信の打破などをその主要な事業とした。その年の10月には、戦時生活局長が、各都道府県支部長に「結婚斡旋委員を班毎に一人以上置くように」と通達し「結婚斡旋委員の手引」を作成し各地に結婚相談所を設立している。さらには、大日本婦人会が、各都道府県支部長に「結婚促進に関する件」を通達し、「結婚委員」を置くことを決定した。

11月には、「結婚難」の時勢にあって「会社、工場、町村会、隣組までも動員する大掛かりな出雲の神様が現れた」(『讀賣新聞』1940年11月23日)。日産や満州重工業などの大企業と、厚生省の安井洋優生結婚相談所長や田中孝子東京市相談所所長など政府関係者の間で開かれた会議により、「日本民族強化連盟」が発足したのである。これは、「全国の千名以上の会社工場を始め町村或は隣組単位に『む

すび会』を設け各むすび会に申込まれた写真入り結婚カードを連盟本部或は支部に送って独身男女を結婚させようといふ」趣旨で設立された。この連盟は翌年「結婚報国懇話会」と改称しより積極的な活動を展開することになる(『讀賣新聞』1941年8月10日)。こうしたなか、「結婚難を口にしながら相談所を利用せぬ家庭」や「結婚相談所へ依頼するのを恥としてゐる傾向」に対する戒めの文言も掲載されている。

「結婚の相手を選ぶのになぜ公の機関を恥ずかしがるでせう。(……) 結婚を私事と思ふ考へ方を根底から改めなければなりません。国家が栄えなければ個人の幸福もないのですから,国家の人口政策に協力するといふ考へから進んで結婚相談所を利用しなければなりません。(……) 会社,工場等でも職場で結ばれる男女をよく誘導して上長は進んで斡旋の労をとるやうにして頂きたいのです。」(『讀賣新聞』1942年1月14日)

この組織の設立によって、「会社や寺院内にある私設結婚相談所」と連絡をとれば、どこへ申込んでも「求婚カード」が全市の相談所へとまわり、「広い範囲から理想の相手を選ぶことができる」ようになった(『讀賣新聞』1942年2月15日)。結婚報国懇話会は、日本各地の職場に「結婚斡旋」を国民の義務として要請し、「晩婚の矯正」を男女従業員に呼びかけている。

「我が国の現状では、西洋と異なり、結婚は主として媒酌によって成立してゐるのでありますから、それが閑却されたのでは結婚は著しく遅滞することになります。結婚奨励が国策として取り上げられた今日に於ては、結婚の媒介はもはや物好きな閑事業ではなく国策協力の大切な奉仕事業であることを知らなくてはなりません。これがためには、結婚斡旋の気風を盛んにし、個人として、親戚、知人、隣保の間に立つて、できるだけ多くの結婚を斡旋するは勿論、市町村を初めとし、あらゆる国体に於て結婚の斡旋指導に関する施設を行い、全国に亙って結婚斡旋網を構成する必要があります。」(結婚報国懇話会1942:1)

そもそもこの「結婚報国懇話会」とは、「一般社会亦結婚ノ国家的民族的重要性ニ対スル認識薄」いゆえ、結婚が「私事トシテ放任セラレ」状況を改善し、「官民一致協力」して結婚奨励を促進することを目的として設立されたものであった。その会員名簿からは、厚生省のような官界の要人のみならず、企業経営者など経済界の要人、女学校校長など教育関係者も多数在籍していたことが窺い知れる。ここで提唱される「結婚斡旋網」は、上意下達的な官僚制的システムを企図していたことが特徴的である。例えば、結婚報国懇話会の設立を指揮した宇原義豊は、その著書の中で、結婚媒介機関を「八紘一宇の精神運動の第一歩」と位置づけ、「結婚斡旋網」の具体的な構成案を次のように提示している。

「議会の問題として国家の力を借り、兵備問題として軍部から、福利問題として厚生省から、教育問題として学校から、優生問題として学界から、それぞれの力添えを貰ふ必要があります (……) 政府を始め官民情報の各機関に於て結婚問題を国防国家の建設上又大陸建設上重大国策なる所以を民間に徹底せしめらるると共に政府の積極的援助を与へられんことを切望するものであります。」 (宇原 1940: 10)

結婚報国会を全国各地に設立することが決まり、「結婚の世話好きと連絡をとること」、「官民情報機関との連絡をとること」を義務化し、全国の地域社会への結婚媒介システムの徹底化を図ったのである<sup>15)</sup>。このような官民連携型の「結婚斡旋網」の実態を、地方自治体の活動の事例からもう少し見ておこう。この時期になると、「市長」や「校長」こそが仲人になるべきとする言述も多く、半ば義務化されている地域もあった<sup>16)</sup>。市長が一括して媒酌人を務める「集団結婚」を提唱するもの<sup>17)</sup>、あるいは、「結婚適齢期男女の結婚台帳」をつくり「市長が仲人役をつとめて、どんどん結婚させる」といった活動を見ることができる(稲岡 1943: 20-21)。福島県石城郡渡辺村の報告書には以下のような記述もある。

「結婚相談所を設置し健民委員より結婚奨励委員を委嘱して趣旨徹底をはかり、男二十一歳以上、女十七歳以上を登録する結婚適齢者名簿を男女別に作製し花嫁講習会も開催してゐる。又、適齢者の登録と同時に相互に健康診断書交換を励行させる一方五組以上を成立させた媒酌人を村で表彰し『戦時下結婚』として調度品、饗応の節約を一層強化してゐる。」(大政翼賛会文化厚生部 1943)

さらに指摘しておくべきことは、「結婚斡旋網」の末端として「隣組」や「町内会」にその活躍が期待されたことである(原1943: 12)。新聞記事にもこれを裏付ける記述が多々見られる。昭和1941年8月14日の『讀賣新聞』には、「隣組が月下氷人」という見出しで、人口局談が掲載されている。そこでは、結婚斡旋が「各町内会で実行され町内会の間に候補者リストの交換が行はれればきっと好成績ををさめると思ふ」と述べられ、「健康、収入等も調べる」だけでなく「体力手帳の交換もやってもらひたい」と呼びかけられている。1942年1月16日の記事にも、「結婚も勝ち抜くため 仲人さんは町会や隣組から」という見出しがあり 180、この記事では厚生省優生結婚相談所所長がこう呼びかけている。

「結婚は国家の大切な要請でありますがどうしても周囲の人達の温い仲人心が必要です。仲人 役に相応しい年配の人々が買出しや一家の雑事に追はれて人の世話も出来ぬ、結婚は相談所任せ だー、これでは結婚は進歩しませんから、是非みんなが乗り出して日本の長い伝統を生かしませ う。今日のやうに町会隣組が発達しますとお互に家庭の事情にある程度まで通じてゐますから適当 な候補者を謁見し易い筈です。」

「日本の長い伝統」である「仲人」を国策に生かすとして、町会や隣組といった地縁組織を利用して婚姻率上昇を図っている。さらには、1943年6月10日の記事は、厚生省や市町村をはじめ、多くの団体や会社が「仲介の機関」をつくっているが、「これらは残念なことに直接家庭とは連携が薄いといふ欠点をもってゐ」ると述べており、「個々の家との繋がりが強い」隣組と町会こそが、仲人としては「最良」であるとしている。そこで成功例として取り上げられているある町会では、「結婚相談部では独身者のカードを作り各隣組長へ廻して隣組内の独身者の表を作り、それによって適当の配偶者がみつかれば相談員が出むいて結婚を奨励」するとある「90。

以上概観してきたように、1930年代から敗戦までの期間、「婚姻の円滑化」を図るための結婚斡旋網が政府の手によって展開されることになった。1938年の国家総動員法や1941年の大政翼賛会の指導のもと、結婚による「報国」が唱えられ、結婚報国を上意下達的に達成するため「結婚斡旋網」の形成が

図られたが、それが人々の民衆に根付いていた「伝統」「慣行」に訴えるものであったことが興味深い。こうして、「私的な営み」であった結婚さえも、国民が「公益」に奉仕するための手段へと変容することを余儀なくされた。人々の生殖・結婚を合理的に管理するため、「滅私奉公」の論理のうえに、国民の自発性を誘発する「国家 – 地域 – 家—個人」を貫徹する監視型「結婚斡旋網」が形成されていったのである。

### 4. おわりに

本稿の目的は、戦前期に一貫して維持された「結婚は第三者の介在を通じて行われるべき」とする「媒介婚主義」が、恋愛や個人主義を称揚する対抗的な言説との関係において、いかなる思想と論理によって維持されたかを解明することであった。

ここでは、「媒酌結婚の規範化と恋愛結婚の理念の浸透との矛盾がいかにして解消されたか」という問いに対し、これまでの先行研究とは異なる視角から「恋愛結婚」の問題を検討することを試みた。その結果、「恋愛」を肯定・賛美する一見リベラルな言説も「私的恋愛」を抑制する論理を内包しており、それゆえ媒酌結婚の規範化に結びつく傾向が明らかになった。特に、「優生学」という基準が恋愛を尊重しつつも危険視することで、結婚に第三者を介在させるべきとする規範は強固に維持された。

すなわち、「内容」として結婚は「恋愛結婚」であることが奨励されたが、むしろそのことが必然的に「形式」としての「媒酌結婚」を規範化することに与したという皮肉な事実が浮かび上がる。恋愛は社会や国家のような公的意義へと連結される必要があったのであり、結婚する当事者にとって、この社会的承認を外部に示すには第三者である媒酌人を介在させる必要があった。

特に、媒介婚主義を支えたのは戦前期における「公」と「私」をめぐる規範意識であったことが推察できる。福沢諭吉の「立国は私なり、公にあらざるなり」という著名な言葉もあるように、西洋近代思想の影響を受けた明治の啓蒙思想家たちが掲げたのは、「公私」を明確に分離し「私」を政治的中心へと位置づけようとする理想であった。しかしながら、実際には「私」は「公」の従属的位置へと貶められ、「私」はあくまで「公」の手段であるという「滅私奉公」の論理へと回収されることになる。本稿の考察から明らかになるのは、特に「優生学」が恋愛や結婚という私的行動への公的介入を正当化する重要な根拠になったということである。

最後に今後の課題に触れておきたい。本稿は、政策や知識人の言説が対象になったため、結果的に「理念」や「イデオロギー」の分析にとどまっている。それゆえ、今後は政策の国民への浸透の度合い、あるいは、人々の生活実態・認識を十分に明らかにしていく必要がある。第二に、「家族主義」と「優生学」の矛盾の問題である。断種法などの優生政策の展開にとっては、日本民族の血の神聖性を信仰する「家族国家観」や「皇国史観」は大きな桎梏となった(野間1988; 右田2009)。「家」と「優生」の矛盾とそれがどのように相克されたのかについては本稿の課題にとっても精査が必要である。

注

- 1) 明治期以降の「健康」という用語や思想の普及については鹿野(2001)の研究を参照されたい。
- 2) 丸山真男によれば、日本の「超国家主義」を支えた「公私観」とは、西洋的な「公私」の「明確な分離」「対

立関係」とは反対に、「私事」の倫理性が「国家的なるものとの合一化に存する」という論理を内包するものであった(丸山 [1946]1956: 12)。また、H・ハルトゥーニアンは、明治以降の大日本帝国における公式世界が、「公」と「私」のあいだの緊張を最小限にし、「公的なもの」と「私的なもの」を再編成することで両者の衝突の可能性を回避しようとしたことを指摘する(Harootunian 1974b: 122)ハルトゥーニアンによれば、明治期以降の日本の男性は、公的世界で「立身出世」という公認された(可視的な)目標へ行動を起こすか、あるいは、私的世界における芸術や文化などの(不可視な)世界へと押しやられるかのどちらかであった。「お国のために働く」ことが公的世界で生きる唯一の試金石となり「私」(あるいは個人主義)は「非政治的なもの」と化されたのである。

- 3) 『女鑑』の名称には、華族女学校校長西村茂樹が発刊した『婦女鑑』の影響がある。欧化主義に対する反動という性格をもつ雑誌であった。
- 4) この特集以外にも、「青春の男女の前途を誤るものは、実に自由恋愛、恋愛至上主義」と述べ、「私等とて恋愛を以て結婚の一要素となすことに異議を挟むもので無い」けれど「人格、品性、学問、趣味等に対する徹底的の理解と信用とによって結婚する者の方が、将来どれだけ幸福であるかも知れない」とし、「自由結婚」と対をなす「理性結婚」を推奨する言述などが見られる(田中1923: 184-185)。
- 5) ノッターは「恋愛結婚」という一般用語の社会学的用語としての適切性を見なおす必要があると指摘している (ノッター 2007: 117-119)。ちなみに、ノッターは、大正前期の婦人雑誌における言説の分析から、「この時期 に『恋愛結婚』と呼ばれるものは現在で言う見合結婚にあたり、『自由交際』とネーミングされるものは見合結婚の一部であり、親の監督のもとで行なわれる交際のことをさす傾向がある」と指摘している (ノッター 2007: 70)
- 6) 福沢諭吉ら初期の翻訳者たちは、libertyの訳語に「自由」という言葉を用いることに強く抵抗を感じており、 なんとか回避しようとさえしていたという(柳父 1982: 185)。
- 7) 橋川は以下のように述べている。「家族国家の考え方においては、男女の結合によって成立つ家族そのものが、 そのまま無媒介に国家価値に連続するというタテマエがとられており、いわば国家へのロイヤルティは、量関係として恋愛関係を包容するとされていた。」(橋川1959: 29)
- 8) こうした見解は、山田 (1932) や兼子 (1934)、市川 (1935) の著作からも窺うことができる。
- 9) Bordreau (1995) は、1920年代にアメリカで展開された優生運動「Fitter Family Contest」の分析のなかで、様々な学問分野の専門家が優生思想を媒介にしながら、自らの学問の普及や正統化の機会としたことを指摘するが、1930年代以降の日本の優生運動にも同様の様相を見て取ることができる。またこの研究からは、優生思想が「政治問題」や「学問」として人々に認識されるよりも、「健康」に対する民衆の関心を巧みに引き出すことで普及していくことが明らかになる。
- 10) 結婚媒介業が江戸時代に登場したことは森下 (1992) が明らかにしているが、全国規模で普及したのは明治期の国民国家や市場経済の確立以降のことであったことが新聞や出版物から推察できる。
- 11) なお、媒介所を利用するのは「有職者」の女性では女教員が大多数で、つづいて産婆、事務員、男子の大多数は軍人であると報告されている。
- 12) この法案は全十四条からなっているが、第一条「市町村長ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ結婚紹介所ヲ措定ニ関スル事務ヲ掌ル」、第二条「市町村ハ結婚紹介所ヲ設置スルコトヲ得」、第四条「市町村結婚相談所ヲ設置スルトキハ市町村長之ヲ管理ス」とあるように、市町村長が結婚媒介において責任をもつことを法的に規定することを提案するものである。さらに、第十一条「結婚紹介事業ハ内務大臣之ヲ監督ス」、第十三条「有料又ハ営利ヲ目的トスル結婚紹介所ハ之ヲ廃止ス」とあるように、民間による結婚相談所の営業を一切法で禁止しようという提案がなされている。
- 13) こうした記述は雑誌『厚生事業研究』の中村(1943)にも見られる。ここでは、人口増強対策についての文脈で、「媒酌人」とは、「所謂出雲の神様と言ふだけに人間が努力して此の世で神様になれる唯一の分野であるかも知れない」と述べられている(中村1943:26)。その他にも、1943年に「戦時下に於ての御奉公の道」を示す「手引書」として編纂された『戦時婦人読本』で田中孝子が、「正しき、良き結婚」をし、「よき家庭のうちに沢山のよき子どもをまうけること」が「国に報ずるの道」だと述べている(田中1943:38)。具体的な方法として、「仲人によって紹介され親達が見て適当と思ふ相手の中から選ぶのが合理的な方法」だと提案されている(田中1943:55)。

- 14) M・フーコーは18世紀フランスで進展した健康政策を分析する中で、近代国家が要請したのは「恒常的に住民の『健康状態』を観察し、計測し、改善することを可能にする仕掛けの整備」であったことを指摘する (Foucault 1979=2006: 288)。本稿の議論もフーコーのこのような視点を参照している。
- 15) 1943年には大政翼賛会が政府へ上申した「結婚奨励対策調査報告書」においても「結婚斡旋網の整備」が掲げられている(田中1943:94)。
- 16) 例えば仙台市に二つの厚生施設ができたことを報じる記事によれば(『讀賣新聞』1943年5月9日), 国民学校の職員に結婚斡旋をする「市教育会結婚相談所」が設立され, 委員は市内30の国民学校長であった。「媒酌人は原則として校長」とされ, 希望者があれば市長が媒酌人に乗り出すこともあった。
- 17) 北海道旭川市では、「町内会婦人部」が指導する「厚生結婚」が提唱されている。これは「神前の集団結婚」であり、「市長が月下氷人となって幾千代鷲窩の契りを堅めてゆかうとする仕組」であった(『東京朝日新聞』 1941年3月21日)
- 18) 西川祐子によれば、国家総動員体制下では、「国民総動員の末端組織は『家庭隣組』であって、勤労奉仕・配給・回覧板による上意下達の情報伝達、相互監視などが徹底して行われた」(西川 2000: 22)。結婚斡旋や優生学的啓蒙も、こうした情報網を利用して行われたのである。
- 19) 『讀賣新聞』1941年8月2日の記事には、「従来一般に結婚の紹介、斡旋は主として個人に任せきりになってゐた」のを「国家」「公共機関」が「出雲の神様を買って出よう」ということで官民の有識者を中心とした「結婚指導所」を設けたとある。その下の市町村に「結婚相談所」を設置し、政府の結婚指導所が常に地元の結婚相談所と連絡をとり、「結婚の国策的意義や配偶者の選び方、家計、育児の点などについても講演会、座談会を通じて未婚者に働きかけ結婚進軍に拍車をかける方針」がとられ「会社や工場などにもそれぞれ私設の結婚斡旋の機関」が設置されたとある。

### 引用・参照資料一覧

#### 【~ 1910年代】

森有礼、1874、「妻妾論の一」(再録: 山室信一他校注、1999、『明六雑誌(上)』岩波書店、)

高橋義雄.1884. 『日本人種改良論』(出版社不明)

巌本善治,1894,「自由結婚の趣意」『太陽』第二巻第二十二号.

浮田和民, 1906, 「青年男女の交際」 『丁酉倫理会倫理講演集』 第44号.

伊賀駒吉郎, 1907, 『女性大観』(再録:中嶌邦監修, 1982, 『近代日本女子教育文献集第9巻』日本図書センター) 鳩山春子, 1907. 「結婚法の改良 | 『女鑑』明治四十年六月号.

幸徳秋水ほか、1909、「特集・自由結婚はよきか悪しき乎」『家庭雑誌』第6巻第1号.

海野幸徳,1910,『日本人種改造論』(再録:松原洋子監修,2000,『性と生殖の人口問題資料集成』第15巻)

澤田順次郎, 1911, 『民種改善模範夫婦』(再録: 松原監修前掲書第15巻).

田中義能, 1912. 『家庭教育学』同文館,

吉田静致、1914、『国民の新修養』教育新潮研究会、

氏原佐蔵. 1914. 『民族衛生学』(再録: 松原監修前掲書第16巻).

下田歌子, 1916. 『結婚要訣』三育社,

与謝野晶子、1918、『若き友へ』白水社、

佐々木吉三郎, 1918, 『家庭改良と家庭教育』 目黒書店.

### 【1920年代】

伊藤良蔵, 1921,「媒婚事業を社会事業となして大に経営せよ」『社会事業』第5巻第8号.

生田長江, 1921, 『婦人解放よりの解放』表現社.

山田わか, 1923,「媒酌結婚か恋愛結婚か」『婦人公論大学: 結婚準備篇』中央公論社.

田中番涯, 1923,『女性と愛欲』大阪屋号書店.

安部清美, 1924, 『彼から彼へ』 岡本偉業館.

和田富子, 1924,「人格なきところに恋愛なし」『女性』大正13年2月号.

三宅やす子,1924,「恋に生きる女の力は絶対である」『女性』大正13年2月号.

山川菊栄, 1924, 「恋愛にだけ勇敢であってはならぬ」 『女性』 大正13年2月号.

久布白落実, 1925, 「家庭破綻の種々相と貞操問題」 『太陽』 第31巻第11号.

宮地嘉六,1926,「恋愛は人生の全部でない」『女性』大正15年5月号.

今野賢三、1926、「恋愛は進化する」『女性』大正15年5月号、

池田林儀. 1926. 『優生学的社会改造運動 (学芸講演通信社パンフレット)』(再録: 松原監修前掲書16巻)

海野幸徳、1926、「社会事業概念の研究」『社会事業研究』第13巻第12号.

高田義一郎、1926、『優良児を儲ける方法』降文館、

井上哲次郎,1928, 『新修 国民道徳概論』三省堂.

山田わか, 1928, 『現代婦人の思想とその生活』(再録:中嶌邦監修, 1982, 『近代婦人問題名著選集 第8巻』日本図書センター)

池田林儀, 1929,「優生運動に対する反対論」『優生運動』第4巻7号: 10-23.

高田義一郎, 1929, 『結婚読本』春陽堂.

#### 【1930年代】

柳原白蓮, 1931,「恋愛賛美論」『婦人公論大学・恋愛篇』中央公論社.

木村松代, 1932. 『結婚社会学』 (再録: 1996. 『叢書女性論29』 大空社).

建部遯吾。1932。『優生学と社会生活』(再録: 松原監修前掲書第17巻)。

山田わか、1932、『新輯 女性読本』(再録: 2007、『山田わか著作集 第6巻』)

兼子常四郎。1934. 『性教育と優生問題』(再録: 1990. 中嶌邦監修『性教育基本文献第13巻』大空社)

永井潜, 1934. 『結婚読本』(再録: 松原監修前掲書33巻).

田中孝子, 1934.「東京市結婚相談所を語る」『社会事業研究』第22巻第1号,

市川源三, 1935. 「女性講話」(再録: 松原監修前掲書第18巻).

永井潜, 1936, 『優生学概論』(再録: 松原監修前掲書第18巻).

日本民族衛生協会,1936,「優生結婚相談所の趣旨」『優生』第1巻第1号:17-20.

田中孝子, 1937, 「『相談事務』を担当して」 『社会事業』 第20巻第12号: 65-68.

日本青年社. 1939. 『結婚読本』大京堂書店.

### 【1940年代】

宇原義豊、1940、『国防国家の建設と結婚報国聯盟の提唱』(再録: 松原監修前掲書第19巻)

吉益脩夫, 1940, 『優生学の理論と実際』 (再録: 松原監修前掲書第20巻).

中村明人・板井武雄, 1940, 『国民結婚読本』日本青年教育出版部.

石田博英·高野善一郎, 1941. 『結婚新体制』(再録: 松原監修前掲書第21巻).

厚生省,1941,『結婚ニ於ケル健康問題ノ指導指針』(再録:松原監修前掲書第21巻).

青木延春, 1941,『優生結婚と優生断種』(再録: 松原監修前掲書第22巻).

高野六郎、1941、「人口問題と民族優生運動」『婦人新報』第516巻: 6-12.

前田若尾, 1941, 『皇国女鑑』 明治書院,

文部省教学局、1941、『臣民の道』文部省教学局、

結婚報国懇話会、1942、『事業場に於ける結婚奨励』(再録: 松原監修前掲書第23巻)、

厚生省人口局,1942,『子宝報国の栞』(松原監修前掲書第23巻).

安井洋, 1942, 『増補 優生結婚』(松原監修前掲書第23巻).

池田林儀. 1942, 『指導者民族の優生学的維新』日本出版社.

橘樸. 1942. 「人口政策と家族主義」『厚生問題』第26巻第5号: 1-11.

戸田貞三, 1942,「家の道: 文部省戦時家庭教育指導要綱解説」『戸田貞三著作集第6巻』大空社.

大政翼賛会文化厚生部, 1943,「文化健民運動資料 第5号」(再録:北河賢三編, 2000,『資料集 総力戦と文化』大月書店).

吉田一重, 1943、「民族優生制度(断種法)の回顧と展望」『社会事業』1943年10月号: 8-27.

増田抱村、1943、「人口政策と結婚問題」『厚生事業研究』第31巻4号:2-5。

有賀敦義, 1943, 「結婚の精神と社会事業」『社会事業研究』第30巻第1号.

稲岡覚順、1943、「集団結婚の提唱―吾川口市の厚生結婚について」 『厚生事業研究』 第31巻5号: 20-21.

中村遙, 1943.「戦時人口対策としての結婚問題に就いて」『厚生事業研究』第31巻6号: 22--27.

原祐三、1943、「戦争と結婚難の対策」『人口問題』第6巻第1号: 17-21.

田中孝子, 1943,「結婚報国」市川房枝編『戦時婦人読本』昭和書房.

牧晴雄編, 1944. 『戦時下の新結婚』朝日書房,

齋藤常三郎、1944、「婚姻の目的及目的の達成|『法学新報』第54巻第3-4号: 15-29.

### 参考文献

有地亨、1977、『近代日本の家族観・明治篇』弘文堂、

有賀喜左衛門。1967、「封建遺制と近代化」『有賀喜左衛門著作集Ⅳ』未来社。

-----, 1968, 「日本婚姻史」『有賀喜左衛門著作集VI』未来社.

Boudreau, Erica., 2005, "Yea, I Have A Goodly Hertage": Health Versus Heredity in the Fitter Family Contests, 1920–1928; Journal of Family History; 30(4): 366–387.

Foucault, Michael, 1979, Les Machines a gueire. Aux origins de l'hopital moderne; dossiers et documents, Paris, Institut de l'environment. (= 2006, 中島ひかる訳,「十八世紀における健康政策」『フーコー・コレクション6 生政治・統治』 筑摩書房.)

Friedrich, Karl., 1972, *Tradition and Authority*, New York, Oxford University Press. (=1976, 三邊博之訳『伝統と権威』福村出版。)

藤野豊、2003、『厚生省の誕生―医療はファシズムをいかに推進したか』かもがわ出版。

Harootunian, Harry D., 1974a, "A Sense of an Ending and the Problem of Taisho", B. Siberman and H. D. Harootunian eds., *Japan in Crisis: Essays on Taisho Democracy*, Princeton: Princeton University Press.

————, 1974b, "Between Politics and Culture: Authority and the Ambiguities of Intellectual Choice in Imperial Japan," B. Siberman and H. D. Harootunian eds., *Japan in Crisis: Essays on Taisho Democracy*, Princeton: Princeton University Press.

橋川文三,1959,「『葉隠』と『わだつみ』」『思想の科学』11:26-29.

姫岡勤, 1976,「婚姻の概念と類型」大橋薫・増田光吉編『改訂家族社会学』川島書店.

井上俊、[1966]1973、「恋愛結婚の誕生:知識社会学的考察|『死にがいの喪失』筑摩書房、

石田雄, 1954, 『明治政治思想史研究』未来社.

伊藤幹治, 1982, 『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房.

上子武次, 1991, 「配偶者選択に関するこれまでの研究」上子他『結婚相手の選択』行路社.

鹿野政直, 1983, 『戦前・「家」の思想』創文社.

-----, 2001, 『健康観にみる近代』朝日新聞社.

加藤秀一, 2002, 『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか: 性道徳と優生思想の百年間』 筑摩書房.

川島武宜, 1954, 『結婚』岩波書店.

喜多野清一、1940、「甲州山村の同族組織と親方子方慣行」『民俗学年報』2: 41-95.

小山隆, 1973, 「現代社会における婚姻の諸問題」 『講座家族3』 弘文堂.

丸山真男、[1946]1956、「超国家主義の論理と心理」『現代政治の思想と行動』みすず書房.

松原洋子他監修。2000-2002。『性と生殖の人口問題資料集成』不二出版。

松本三之介, 1974, 「家族国家観の構造と特質」 『講座家族8』 弘文堂.

右田裕規, 2009, 『天皇制と進化論』青弓社.

見田宗介・見田瑛子, 1966,「恋愛・結婚・家庭の思想史」見田宗介・見田瑛子編『恋愛・結婚・家庭論』徳間書店.

森下みさ子, 1992, 『江戸の花嫁』中央公論社.

牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族―近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.

日本人口学会編, 2002, 『人口大辞典』培風館.

西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館.

野間伸次, 1988,「『健全』なる大日本帝国」『ヒストリア』 120: 43-65.

ノッター, デビッド, 2007, 『純潔の近代―近代家族と親密性の比較社会学』慶應義塾大学出版会.

老川寛監修,2000-2001,『家族研究論文資料集成:明治大正昭和前期篇(全24巻)』クレス出版.

佐伯順子、1996、「『恋愛』の前近代・近代・脱近代」井上・上野・大澤・見田・吉見編『セクシュアリティの社会

学(岩波講座現代社会学10)』岩波書店.

阪井裕一郎, 2009, 「明治期『媒酌結婚』の制度化過程」 『ソシオロジ』 166: 89-105.

戸田貞三、[1934]1989、「家族と婚姻」湯沢雍彦監修『「家族・婚姻」研究文献選集第7巻』クレス出版、

上野千鶴子、1995、「恋愛結婚の誕生」『東京大学公開講座60結婚』東京大学出版会、

山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ―家族と愛情のパラドクス』新曜社.

柳父章, 1982, 『翻訳語成立事情』岩波書店.

柳田國男, [1930]1993, 『明治大正史 世相篇』講談社.

-----, [1948]1990, 「婚姻に就いて」『柳田國男全集12』筑摩書房.

吉田久一, 1971, 『昭和社会事業史』ミネルヴァ書房.

湯沢雍彦, 1985,「結婚観の移り変わり」『講座 現代・女の一生3―恋愛・結婚』岩波書店.

-----, 2005, 『明治の結婚 明治の離婚』 角川書店.